

大分県立芸術文化短期大学とハイパーネットワーク社会研究所  
の連携協力に関する協定書

大分県立芸術文化短期大学（以下「甲」という）とハイパーネットワーク社会研究所（以下、「乙」という）は、相互の連携及び協力に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙の相互連携と協力により、地域社会及び学術研究の発展に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 前条の目的を達成するために相互連携及び協力して行う事項は、次のとおりとする。

- （1）人材育成に関すること。
- （2）文化、芸術の発展及び産業の振興に関すること。
- （3）地域社会の発展に関すること。
- （4）その他前条の目的を達成するために甲及び乙が必要と認めたこと。

2 前項に規定する相互連携及び協力に関する具体的な内容については、甲と乙の協議の上、覚書その他により別に定める。

（経費負担）

第3条 第2条第1項各号に定める事項の実施に要する経費の負担については、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第4条 本協定は、協定締結の日からその効力を発するものとし、甲と乙のいずれからも改廃の申入れがない限り、継続するものとする。

（その他）

第5条 本協定書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、両者が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲と乙がそれぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年3月7日

甲 大分県大分市上野丘東1番11号  
公立大学法人 大分県立芸術文化短期大学  
理事長兼学長

中山 欽吾

乙 大分県大分市東春日町51番6 大分第2ソフィアプラザビル4F  
公益財団法人 ハイパーネットワーク社会研究所  
理事長 会津 泉

